

＜参考＞瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用 に関する基本方針について

瀬戸内海における埋立てにあたっては、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的とした「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての運用に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に十分配慮する必要がある。

基本方針に示されている事項との関係については、今回計画の内容及び環境に及ぼす影響の予測、評価結果を基に検討した。その結果は以下に示すとおりである。

(1) 海域環境保全上の見地（基本方針の記の1の(1)）について

(イ) 海面の消滅及び自然海岸線の変更による海水の自浄能力の低下がもたらす周辺海域の水質への影響の度が軽微であること。

大阪港周辺地域は、全て人工海岸であり、今回計画により自然海岸線の変更は生じない。また、潮流の変化を伴う外郭施設（防波堤）、土地造成の変更がないことから、今回計画による潮流への影響は軽微であると考えられる。したがって、海水の自浄能力にほとんど変化を与えないものと考えられ、水質に及ぼす影響は軽微なものと考えられる。

(ロ) 埋立地からの排水（流出水・浸出水を含む。）によつて、COD汚濁負荷量の目標値をこえることにならないこと。

埋立地から発生する汚水は、全量公共下水道に排出し、処理する計画である。また、大阪市では、今後とも負荷量を増大させないよう高度処理等の処理水質の向上を目指した下水道の整備を進めており、COD汚濁負荷量の目標値の達成に支障を及ぼすことはないものと考えられる。

(ハ) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。

今回計画による新たな埋立てはない。また、今回計画による潮流の変化を伴う外郭施設（防波堤）、土地造成の変更がなく、潮流の変化による水質への影響は軽微であることから、水質の悪化の度合いは軽微であると考えられる。

さらに、強い渦流、顕著な滞留はみられず、異常堆砂・異常洗掘など隣接海岸に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

(ニ) 埋立工事に伴うにごり等の周辺海域への拡散等による水質の悪化の度合を軽微にする工法がとられていること。

今回計画による新たな埋立てはない。

(2) 自然環境保全上の見地（基本方針の記の1(2))について

(イ) 埋立て、埋立地の用途及び埋立工事による自然環境（生物生態系、自然景観及び文化財を含む。）への影響の度合が軽微であること。

今回計画による新たな埋立てはない。また、計画変更に伴う潮流、水質の影響が軽微であること、大阪港周辺海域の海生生物は大阪港沿岸域で一般にみられるものであることから、周辺海域の海生生物に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

さらに、大阪港周辺地域には、埋蔵文化財は存在せず、自然公園や自然環境保全区域の指定はなく、海岸景観等保全すべき重要な自然景観は存在しない。

(ロ) 埋立てそのものの海水浴場等の利用に与える影響が軽微であること。

大阪港周辺地域には、海水浴場はない。

(3) 水産資源保全上の見地（基本方針の記の1(3))について

(イ) 埋立てにより消滅する海面及びその周辺海域における水産資源及びその利用に与える影響が軽微であること。

今回計画による新たな埋立てに伴う海面の消滅はない。また、計画変更による潮流、水質、海生生物の生息・生育環境の変化は小さいと考えられる。これらのことから、計画変更が周辺海域の水産資源及びその利用に与える影響は軽微であると考えられる。

(ロ) 埋立地からの排水（流出水・浸出水を含む。）による水産資源への影響が軽微であること。

埋立地から発生する汚水は、全量公共下水道に排出し、処理を行う計画であり、計画変更による水質への影響は軽微であることから、埋立地からの排水による水産資源への影響は軽微であると考えられる。

(ハ) 埋立工事に伴う汚染の拡散が、水産資源及びその利用に与える影響の度合を軽微にする工法がとられていること。特に有害水底土砂の浚渫又は封じ込めに係る埋立ての場合は埋立工事中の拡散を防止する工法がとられていること。

今回計画による新たな埋立てはない。

(4) 埋立を極力さける区域（基本方針の記の2）について

次の（1）に示す区域での埋立ては極力さけ、（2）に示す区域での埋立てはこれに準じて十分配慮すること。

(1)

- (イ) 水産資源保護法による保護水面（その周辺を含む。）
- (ロ) 自然公園法による特別保護地区（その周辺を含む。）、特別地域（その周辺を含む。）及び海中公園地区
- (ハ) 自然環境保全法による原生自然環境保全地域（その周辺を含む。）、特別地区（その周辺を含む。）及び海中特別地区
- (ニ) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による特別保護地区
- (ホ) 文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定された地域（その周辺を含む。）

- (2) 瀬戸内海漁業取締規則による藻場等ひき網漁業禁止区域
沿岸漁場整備開発法による育成水面

大阪港周辺海域は、上記に掲げる区域には該当しない。

(5) 留意事項に適合しない埋立てはできるだけさける区域（基本方針の記の3）について

次に示している留意事項に適合しない埋立てはできるだけさけるように配慮すること。

（留意事項）

公害防止・環境保全に資するもの、水質汚濁防止法による特定施設を設置しないもの又は汚濁負荷量の小さいもの

本計画においては、港湾地区の環境の向上と、親しまれる港づくり、魅力ある親水空間の整備をも目指した港湾の再開発を実施するものである。

今後、計画の実施に当たっては、環境に与える影響をできる限り小さくするよう十分配慮し、慎重に実施するものとする。

また、本計画は、水質汚濁防止法による特定施設を設置するものではない。

これらのことから、今回計画案は留意事項に適合しており、瀬戸内海の環境保全について、「埋立てに関する基本方針」の趣旨を十分配慮したものであると考える。